大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目第3条第１項の(3)に定める温浴施設への雑用水の供給について

温浴施設への雑⽤⽔供給については、大阪市工業用水道特定運営事業供給規程（以下「供給規程」という。） 第4条に基づき、大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目（ 以下「供給規程細目」という。）の他、以下に掲げる全ての条件に適合した場合に供給することができる。

１　供給の前提条件

雑⽤⽔の供給については、供給規程第3条に定める給⽔区域内であること。

なお、申込み⽔量に対し給⽔能⼒がないときなど供給できない場合がある。

２　安全面での条件

（１）関係法令の遵守について

公衆浴場法及び⼤阪市公衆浴場法施⾏条例等の関係法令を遵守すること。

（２） 営業許可の確認について

公衆浴場法第２条第１項による営業許可を受けること。その際には、⼤阪市公衆浴場法施⾏細則第7 条により交付された公衆浴場営業許可書の写しを提出すること。

ただし、⼯業⽤⽔道の給⽔申込時は公衆浴場設置認定書の写しを提出することとし、公衆浴場営業許可書が交付された後、速やかに提出すること。

（３）飲⽤に適しない旨の表⽰について

供給規程施行細目第２条に基づき、全てのカラン及びシャワー等必要な個所にこの⽔道が飲⽤に適しない旨の表⽰をすること。

また、供給開始時及び供給開始後に定期的に運営権者が⾏う現地調査を受けること。

（４）給⽔施設及び内部施設の配管について

上⽔道の供給管と直接連結するなど供給規程施行細目第６条に定める違法な配管をしないこと。

また、誤接合（ クロスコネクション） の確認のため、⼯業⽤⽔道使⽤計画書（ 設計書） を提出すること。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施⾏する。